

令和6年(2024年)3月27日  
枚方市

## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 【事案】

##### 1. 被処分者及び処分内容

健康福祉部 福祉事務所 係員 31歳 : 減給3月(10分の1)  
健康福祉部 福祉事務所 障害企画課 課長 49歳 : 厳重注意(管理監督責任)

##### 2. 処分日

令和6年3月27日

##### 3. 事案の概要

被処分者は、グループホーム運営費補助金について、誤入金があった事実を令和5年8月1日に事業所からの連絡により把握したにも関わらず、その際に上司へ報告せず、自身の判断で誤入金の経緯等を説明する文書を作成し、同年11月10日に当該事業所に発送した。同年11月14日、当該文書を受け取った事業所からの問い合わせを他の職員が受け、経緯等を被処分者に確認したところ、誤入金及び文書発送等の一連の経過が発覚したものです。また、本来補助金を支払うべきであった事業所に対しても、本来不要な請求書の再提出を依頼するなど、誤った案内を独断で行っていたものです。

これらの行為は、公務運営に支障を生じさせただけでなく、公平公正な事務の執行が求められ、公務を適正に執行すべきである公務員にとって、公務全般に対する信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として「減給3月(10分の1)」としました。

併せて、所属長についても、管理監督者として職場のチェック体制の確立ができておらず、本事案を防止することができなかったことから、「厳重注意」としました。

問い合わせ  
枚方市 総務部 人事課  
072-841-1281 (直通)